

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱い

令和6年6月17日改正

要介護認定が軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像からみて使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる福祉用具の種類(対象外種目)が定められています。

ただし、軽度者であっても特に必要な状態の人に対して、例外的に貸与することができます。

1) 対象者及び対象となる福祉用具

要介護認定 (軽度者)	福祉用具の種類 (対象外種目)
要支援1、2 要介護1	車いす及び車いす付属品 ※付属品の場合も含む ※電動カート、電動車いすを含む
	特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※付属品の場合も含む
	床ずれ防止用具及び体位変換器
	認知症老人徘徊感知機器
移動用リフト ※つり具の部分を除く	
要支援1、2 要介護1、2、3	自動排泄処理装置

2) 例外給付の方法

① 直近の認定調査票の結果により判断する方法

- ◆貸与しようとする種目に応じた認定調査の結果が判断基準に該当する場合は、適切なケアマネジメントの上で貸与することができます(届出は不要)。

《判断の流れ》

- 居宅介護支援事業者は、市から「要介護(要支援)認定等の情報提供にかかる申出書」により認定調査票等の写しを取り寄せてください。
- 「算定可否の判断基準チェック表」を参考に、認定調査の結果が判断基準に該当するかどうか確認をしてください。
(該当する例：車いすの場合、調査項目「1-7歩行」が「できない」)
- 該当することの確認がとれた認定調査票等の写しは、居宅サービス計画書と一緒に保管し、また福祉用具事業所にも提供してください(「介護認定審査会資料」のみでよい)。
- 要介護認定の更新、区分変更ごとに確認をして判断してください。

② 届出により市が給付の要否を判断する方法

- ◆貸与しようとする種目に対する医師の医学的な所見による判断(下記i~iiiのいずれかに該当)および適切なケアマネジメントにもとづく居宅サービス計画書の届出をおこなない、市が給付の要否を判断します。

《医師の医学的な所見による判断》

- 状態の変化
疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、

頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者。

- ii 急性増悪
疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者。
- iii 医師禁忌
疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者。

3) 例外給付の届出について

① 届出が必要な対象者

- ◆認定調査の結果が判定基準に該当しない場合。
- ◆要介護認定申請中で届出の必要があるか判断できない場合。

② 届出時期

- ◆新規
- ◆要介護認定期間の更新
- ◆区分変更申請（軽度者の福祉用具貸与に該当する可能性がある場合）
- ◆貸与品目の追加、変更があったとき

《留意事項》

- ◆原則的に貸与開始前に提出してください。
- ◆貸与開始日は届出日、もしくは貸与開始前届出の場合は貸与開始予定日となります。
- ◆届出に必要な書類の提出がない、又は内容等が不十分で、保険者である本市が必要性を確認しないままサービスを提供した場合、原則として福祉用具貸与費は算定できません。
従って見込み違いで軽度者の例外給付の対象となっても未届け期間は算定できません。
- ◆末期がんなどで早急な利用が必要等のやむを得ない事情により貸与開始後に届出書を提出する場合は事前に相談をしてください。

③ 届出に必要な書類

要支援 1、2	要介護 1、2、3、
● 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書	
● 算定可否の判断基準チェック表	
● 車いす（電動含む）の貸与にかかる判断上の留意点 ※車いすの場合のみ	
● 介護予防サービス・支援計画書	● 居宅サービス計画書（1～4表）
● 介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）	
● 医師の医学的な所見が確認できるもの 4) その他①参照	

4) その他

① 「医師の医学的な所見が確認できるもの」

- ◆提出書類は以下のいずれか 1 点

